

第百三十二回 参議院環境特別委員会會議録第五号

平成七年三月二十日(月曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

三月十日

辞任

三重野栄子君

補欠選任

荻野 茂君

出席者は左のとおり。

委員長

篠崎 年子君

理事

小野 清子君

佐藤 泰三君

大淵 絹子君

山崎 順子君

委員

狩野 安君

西田 吉宏君

野間 起君

清水 澄子君

足立 良平君

長谷川 清君

栗森 喬君

有働 正治君

西野 康雄君

国務大臣

(国務大臣)

宮下 創平君

政府委員

(環境庁長官)

桑原 博君

大西 孝夫君

石坂 匡身君

野村 瞭君

公害等調整委員会事務局長

環境庁長官官房長

環境庁企画調整局長

環境保健部長

第十九部

環境特別委員会會議録第五号

平成七年三月二十日【参議院】

○委員長(篠崎年子君) 去る十四日、予算委員会から、平成七年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち公害等調整委員会及び環境庁について、本日午後の半日間、審査の委嘱がありました。

この際、本件を議題といたします。

予算の説明につきましては既に聴取しておりますので、これより直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大淵絹子君 環境庁では全国各地の環境についてのモニタリング検査を実施していますが、琵琶湖について、水質、化学物質、生物検査の結果に基づき、琵琶湖の現状をどのように認識しておられるか、また、そうした現状の回復の見込みについて、あるいは将来とも関西地方の水がめとしてあり続けることができるかどうかをまず伺いたいと思います。

○政府委員(島田道夫君) 琵琶湖につきましては、水質汚濁防止法に基づき工場からの排出規制でありますとか、湖沼水質保全特別措置法に基づきます総合的な水質保全対策が実施されているにもかかわらず、依然として富栄養化の進行が認められているところでございます。また、北湖のCOD濃度が全体的に漸増している傾向が近年見られますなど、琵琶湖の水質は厳しい状況にあると承知しております。

琵琶湖は、近畿一千四百万人の飲料水源としてのみならず、自然生態系の宝庫として貴重な存在でございます。現在、滋賀県におきましては、琵琶湖の水質を保全するためのさまざまな検討が行われておりまして、環境庁といたしましても、滋賀県と連携しまして貴重な琵琶湖の水質保全を図っていきたく考えております。

水質の回復の見込みでございますけれども、今申しましたように現状は厳しい状況にございますけれども、水質保全計画に基づきます各般の施策を行うことによりまして、琵琶湖の水質の保全が図られるものというふうに考えております。

○大淵絹子君 各種の施策によつてよみがえるものというふうに今おっしゃるわけですが、大変見通しは厳しい状況じゃないかというふうに私は思うわけでございます。

琵琶湖総合開発事業の重要な柱は水資源開発事業でしたけれども、水質の保全は水資源を供給するという立場からすれば最重要課題のはずなのに、琵琶湖総合開発事業が開始されて二十三年間継続をされてきているわけですが、淡水赤潮やアオコの発生に見られるように、水質が大変悪化をきています。こうした原因はどこにあると考えておられるのか、琵琶湖総合開発を担うとしておられる建設省の方にお聞きをしたいと思います。

○説明員(脇雅史君) ただいまもお話ございましたが、琵琶湖の水質をCODで見ますと、昭和五十年代後半には若干改善の傾向にございましたが、昭和六十年代以降は横ばいということで、依然として環境基準を達成していない状況、厳しい状況にございます。

建設省におきましては、琵琶湖総合開発事業において、琵琶湖の水質保全を図るため下水道の整備を促進するとともに、治水のために湖岸に前浜を確保することなどによりましてヨシの保全に努めますとともに、必要な箇所に積極的にヨシの復元を行ってきたところでございます。また、湖沼法によりまして琵琶湖水質保全計画に基づきまして、流入河川の河道のしゅんせつ、それから流入河川の水の直接の浄化対策等も実施をしてきたところでございます。

しかしながら、人口の増加などによりまして、流域からの負荷量の増大等がますます進んでおり

まして、依然として水質の改善が進んでいない状況でございます。

建設省におきましては、今後ともさらに琵琶湖の水質保全に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○大淵綱子君 建設省のそうした御努力は認めるものでございますけれども、琵琶湖周辺地域の開発事業が大変、何といいますが、自然を壊すというような形の中で進められてきたこともまた事実ではないかと思うんですね。大事なヨシが繁っている湖岸をコンクリートの湖岸にするために、そのヨシ原を削り取ってそして堤防をつくっていく。そうすると、今までは浅瀬の中で植物が自生をしながら水の浄化作用というものが行われておったのに、そのヨシ原自体が破壊されることによつて水の浄化作用というのが大変少なくなつてくるといふ事情もあつたでしょう。そして、三十以上もあつた内湖についても、私有地ということの中で、持つていらっしゃる方が田んぼにつくりかえたりというような事情もあつたのでしようけれども、内湖も半分以上もう埋め立てられたということの中で、その水の浄化作用も少なくなつていくという状況だと思います。そうした開発のツケが水質の悪化という形で今あらわれているのではないかと今ふうに思ひまして、大変危惧をしております。

昭和六十年、先ほど建設省からお話がありましたように、湖沼法が制定をされて琵琶湖もその指定湖になりましたが、それ以後環境庁が行つた水質保全の施策を述べていただきたい。そして、琵琶湖水質保全のために対策費として使われた予算を、どのくらい使われているのか、年次を追つて挙げていただければと思います。

○政府委員(鳥田道夫君) 琵琶湖につきましては、今言われましたように、昭和六十年十二月に湖沼水質保全特別措置法に基づきます指定湖沼に指定されまして、滋賀県と京都府により湖沼水質保全計画が策定されておりました。現在、平成三年度から平成七年度までの第二次計画に基づき、

国、地方自治体が一体となつて総合的な対策を推進してきているところでございます。特に、平成四年三月の第二期の湖沼水質保全計画の策定に際しましては、富栄養化対策の総合的な推進を図りますために、従来のCODに加えまして、窒素、磷を汚濁負荷量規制の対象項目とする政令改正を行つたところでございます。

環境庁の対策でございますけれども、琵琶湖の湖沼水質保全計画に基づく施策の推進を図りますために、一つといたしましては、水質汚濁防止法に基づき生活排水対策地域内の市町村が行います生活排水汚濁水路浄化施設整備事業などに対する補助といたしまして、琵琶湖に關しまして平成四年度から平成六年度までに約一億円の補助を行つていくところでございます。また、指定湖沼汚濁負荷量削減状況調査補助金によりまして、事業の進捗状況や湖沼に流入する汚濁負荷の削減状況の把握のための調査に對しまして、平成四年度から平成六年度までに約七百万円の補助を行つていくところでございます。

金額としてはそう多くございませんけれども、環境庁といたしましては、今後とも関係省庁、関係府県との連携を図りながら、湖沼水質保全計画に盛り込んだ各種施策の着実な実施を図ることに努めまして、琵琶湖の水質の着実な改善に努めてまいりたいと考えております。

○大淵綱子君 お話がありましたように、湖沼法が昭和六十年に制定されたにもかかわらず、環境庁としては、琵琶湖本体に対する水質保全に對しては大変対策がとれているといひますか、滋賀県や京都府に對して指導的なことはやられておつたかもしれませんけれども、予算としては、六十年から平成四年度までの予算額は今おつしやらないわけですからないといふふうに理解をしますけれども、四年から六年まで一億円、それから調査費として七百万円というように非常に乏しい予算の中で湖沼の水質保全ということが環境庁に任されている状態というのには、これは非常に私は、今の日本のこれだけ厳しく汚染をされている

湖沼全体の状況から見ると、心もとないといふような予算額であるといふふうに思つています。

せっかくつくられた法律が、水質や環境保全のために十分に法律の目的が生かされるために、予算というものを十分に獲得をして、これは環境庁が先頭になつてやつぱり水質保全のために頑張つていただかなければ、せっかくつくられたものも絵にかいたもちに終わつてしまふということが懸念をされます。ぜひここは頑張つていただきたいといふことを思いを込めまして、これから先の琵琶湖の水質、あるいは琵琶湖だけではありませんが、湖沼法によつて指定をされている湖はもう全部危機に瀕しているわけですから、その湖全体に對して一日も早く回復ができるような措置といふものをきつとつていただきたいことを強くお願いを申し上げます。

大臣、いかがでございますか、このことについて。

○国務大臣(宮下創平君) 今、水質保全局長の方から御答弁申し上げた点は、第二次の保全計画の中で一億円というふうなお話ございましたが、これは環境庁プロパーの助成あるいは指導費等々であると思われまふ。

したがしまして、この保全計画というのは、環境庁だけではございまして、各省庁の環境保全に関する計画を総まとめをいたしまして計画されておりますから、例えば農林省でいいますと集落排水事業、これは、琵琶湖の周辺は日本では一番多く行われている地域でございます。また公共下水等も、建設省がおられますけれども、やられていふと思ひますので、そういう全体を環境庁がリードして、その地域の湖沼保全のために、あるいは浄化のために指導する立場にもございまして、今後とも指定湖沼についてはそのような覚悟でひとつリーダーシップを発揮していききたい、こゝう思つております。

琵琶湖の水質を回復させていくためにも、前回、私はダム地震との関連の中で丹生ダムについての意見を申し上げたわけですが、高時川上流につくられる丹生ダムは、琵琶湖の水質を回復させていくためにもこのダムの建設はちよつと待つていただいた方がいいのではないかと今ふうに思ふわけでございます。

まず、環境庁は、ダム建設後の影響評価について検討されたことはございますでしょうか。

○政府委員(石坂匡身君) ただいまお尋ねの件につきましては、個別の問題でございますし、またこの影響評価は建設省がやっておりますので、一般論として申し上げます。

一般論として申し上げますれば、環境影響評価を行います場合に、私も意見を申し上げますときにフォロアアップについての意見を申し上げますこともございます。そうしたものについてはフォロアアップをしまひてまいっております。

○大淵綱子君 それでは、一般論としてお聞きをしますけれども、一般論として琵琶湖の上流に、琵琶湖でなくともいい、水道原水となるための貯水池があるとして、その上流にダムがつくられた場合、そこに流れ出る水は、全然つくられていない自然のままに流れ出てくる水と比較をして、どちらがきれいだと思いますか。

○説明員(青山俊樹君) 今、湖の上流にダムが建設されることによつて湖の方の水質がどうなるかというお尋ねでございますが、磷や窒素などの栄養塩類がダムの貯水池に貯留される分だけ湖への流出負荷量は減ることになるわけでございます。したがしまして、湖の上流域のダムは、一般的にはむしろ湖の水質を向上させる方向に働くものと考えております。

○大淵綱子君 全く自然の生態系を無視した御答弁ではございせんか。自分でもそういう御答弁をされていく御満足をございせんか。

自然のままに浄化をされた、山で降つた水が森林を通して、あるいは地下を通つて再び川のところへ流れ出て浄化をされて琵琶湖に注いでいる今

の状態と、上流にダムがつくられて、そしてそのダムの水を幾ら表流水、上の方のきれいな水をとるといっても、下の方は死んだ水になっていてしまふわけですね、長い間には。そういう状態の中で、ダムの水の方がきれいだという答弁というのは、ちよつと私は環境庁の方の御意見というふうには思われないうけですけれども、建設省でございますか、建設省もそれではそういう認識の中で影響評価をしているというふうに私は受け取らせていただきますけれども、今これから環境をどう回復していくかという視点に立つた場合には、そのお考えではちよつと、これから先の行政というのはますます日本の環境保全にとつては厳しい状況になっていくんじゃないかということ、私は指摘せざるを得ません。

湖沼法の指定を受けた諏訪湖でも、下諏訪ダムとそれから夢科ダムの二つの建設が進められております。そして、琵琶湖では今言いました丹生ダム。このことは、建設省の今の答弁からすれば、全く問題がなくて、かえって琵琶湖や諏訪湖の水をきれいにする方向に働くんではないかということでございますけれども、私は全くそうは思わないわけでございます。認識の違いだと言われてしまえばそれまででございますけれども。

大臣、湖沼法というのは、湖沼の水質保全に関する特別措置法ですね。それは、もうどうにも汚染がされておる湖を何とかいいものにしていくためににつくられた法律なわけですから、ダム建設によつてもし水が汚染をされるということになれば、私はこの法律に触れてくる部分もあるんじゃないかというふうな思ふわけですから、これも、この部分はいかがでございますか。

○国務大臣(宮下創平君) いわゆる湖沼法による流入河川等の問題は、流入河川自体の浄化を図ることが湖沼の浄化にもつながるという考え方に立つておりますから、流入河川自体が汚染されるような事態は防がなければなりません。

一方、今御指摘のございました例え諏訪湖の下諏訪ダム、萩倉ダムと言つておりまして、私の

選挙区でございますのでよく承知をいたしておりますが、これは下諏訪町並びに岡谷の上水道のための貯水施設でございます。同時に治水機能も持つということでございます。私も聞いています限りでは、それによつて諏訪湖のCODがさらに増すとか汚染がさらに進むとか、今建設省の方は空素、磷は減るんじゃないかというふうな見方も示されましたけれども、これはよく考えてみまさんとにかくに断定できない、それぞれのケース・バイ・ケースだと存じます。

一般的には、湖沼法の精神というのは、湖沼の浄化をする、そのために流入河川その他あらゆる面で、雑排水の規制をやるとか、そういうことによつてCODの低下を図るとか、そういうことでございまして、ダムができたから法律違反になるとか、そういうことではないと存じます。したがつて、これから環境のアセスメント、そういう構造物をつくつた場合にどのような影響があるかを科学的にやつぱりきちつと納得のいく形でこれを探究し、示すことが必要であらうと私は思ひます。

○大淵絹子君 建設省の方に重ねて伺いますけれども、この丹生ダムが完成をされて、当初はいいですね、堆砂もそれほど一度には落ちてきませんけれども、これが五年十年、五十年百年と積み重なつていった場合にどうなりますか。先ほどのようなことを言つていられますか。ずつと上流、上につくられるわけですから。

○説明員(青山俊樹君) 今、丹生ダムの件でのお尋ねだと思つていますが、丹生ダムにつきましては、建設に際して下流河川への影響について、例えば濁水の問題についてはシミュレーションを行つております。また、栄養塩類の問題につきましては、富栄養化現象の制限因子であります磷の湛水面積当たりの負荷量と、ダム湖の特性であります平均水深それから回転率というふうなものも用ひまして、統計的な手法により解析をいたしております。それで、丹生ダム貯水池におきます富栄養化の可能性は、流域自体が非常に山林豊かなと

ところでございますし、生活排水もしくは工場排水等の問題も非常に少のうございしますので、富栄養化の可能性は非常に小さいと思つております。また、下流の琵琶湖への影響につきましては、先ほど申し上げましたが、むしろダムでたまることの効果もあるだろうと思つております。

ただ、申し上げておきたいのは、湖全体の集水面積といつて雨水を集めてくる面積、これは琵琶湖の場合は三千八百四十八平方キロあるわけでございますが、既に滋賀県内にダムが幾つかございまして、その既設ダム、建設中のダムの集めま集水面積が六百平方キロ程度でございます。パーセントにしまして一五・六％というウェイトでございまして、琵琶湖の水質を考えますときには、残り全体の八五％程度の、ほかの流域から出てくる家庭排水、工場排水、農業排水等の水質、またその浄化問題が非常に重要なウェイトを持つてくることを認識しております。私も、先生おっしゃるように、下水道整備等の推進に加えましてヨシなどの自然浄化機能も生かした浄化対策に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○大淵絹子君 今、高時川が自然のままに流入をしている状態でも、先ほど来一番最初から私がお聞きをしておりますように、琵琶湖の水質はどんどんどんどん悪くなつてきている状況なんです。だから言つていいわけ、さらにその上にダムによつてせきとめられた水が入つてくるということになれば、なおさら琵琶湖の水質の保全というのは難しくなるんじゃないかなという私の主張は、わかつただけでいいんじゃないかというふうに思ふわけですが、それはまたいたゞき時間のあるときにゆつくりとやらしていただきます。

建設委員会での琵琶湖総合開発をやられたときに、各委員から大変細にわたつて御指摘がされております。議事録を見させていただきまして、あの基本的な線に沿つて進めていただかなければならぬというふうに思ひます。ぜひそれはよろしく願ひします。

それで、最近では工学的な手法で環境問題を解決しようとする考えが広まっています。ポンプで水を循環させたり、水に空気を吹き込んだり、あるいは汚泥をしゅんせつをしたり、あるいは下水道施設や水道のための浄水施設など、あるいはまたアユの産卵用の人工河川をつくるなども工学的な手法であると思ひます。これらは常に厳しい管理が必要であり、いつも危険と被害の発生との隣り合わせの中で管理を続けていかなければならないと思ひます。それに引きかえて、自然の生態系をよく理解をし、自然の仕組みを最大限に活用しながら問題の解決を図る生態学的な手法をもつと取り入れるべきだという主張をしたいと思ひます。

滋賀県においてはヨシ原の復元条例を制定をし、その復元に取り組んでいるということは大変評価が出来ますし、建設省も、先ほど来、復活のためのいろいろな施策をやつていらっしゃる御報告もあつたわけですから、さらに建設省においても、この琵琶湖総合開発事業そのものが琵琶湖を復活させる事業でなければならぬというふうに思ふわけでございます。そういう時代に入つたと思ひますけれども、いかがでございますか。

○説明員(脇雅史君) 先生御指摘のとおり、工学的な手法だけに頼ればそれでよいとするものではございません。やはり環境、水質をよくするためには自然の生態系も生かしたもので進めてまいらねばならないと思つております。それから、琵琶湖総合開発事業そのものの性格でございますが、水を開発するということのも一つの大きな目的でございますが、御承知のように、同時に、治水でございますね、あそこ水がたまるといふことで下流の洪水を軽減するということもありますし、今までたまたつて湖岸が被害を受けていたということもございまして、それを解消するということも一つの目的でございます。そのほかにやはり、環境をよくするというのも目的に入つておまして、ここにあります資料によりまして、計画の事業費が約一兆八千億強あるわけでございますが、その中の四〇％ぐらいはそ

かそういう形を提示したりして、実質的に議論をリードしていったわけでございます。

具体的には、八三年協定との関係で九四年協定の一つの主要な改正点でございます二〇〇〇年目標というのがございます、これは今後、熱帯木材の供給を二〇〇〇年には専ら持続可能な供給源からしていく、そういう目標を達成するためには生産国を支援していくということなんでございます。その実施のためにパリ・パートナーシップ基金というものが今回の九四年協定の中で設けられたのでございますけれども、このパリ・パートナーシップ基金につきましては、日本政府が交渉過程で提案して、それで賛同が得られて協定の中に設けられたものでございます。

○山崎順子君 字面を読んでいきますと、熱帯雨林のためには大変いい協定であり、いい機関というふうに見えるんですが、例えば二〇〇〇年目標についてもなかなか抽象的で、具体的にはどうしていいのかというのがちょっと御説明からは見えてこないのです。

今までITTOに関しては、貿易志向型の機関であったことも関係していると思いますが、外務省と林野庁の方がどちらかというと積極的にかかわりを持っていらして、環境庁のかかわりというのは随分希薄だったのではないかと思います。今後はITTO、またITTAにどのようなように積極的にかかわっていくおつもりなのか。また、熱帯木材の国際貿易を専ら持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを西暦二〇〇〇年までに達成する、私何となくこの日本語がよくわからないのですが、持続可能な供給ということと二〇〇〇年までというた青写真と環境庁は持ち、積極的にかかわろうとしていらっしゃるのか、ぜひ長官からお伺いできればと思います。

○国務大臣(宮下創平君) 今委員の御指摘のように、我が国にITTOという国際機関が横浜にございます。国連と同時に非常に重要な機能を持っているわけでございます。特に、今外務省の担当

課長からお話もございましたように、今度は協定の改定等がございます、暫定協定の受諾は去年いたしました、これから国会のまた御審議を願うこととなります。その中で二〇〇〇年の目標というのは大変重要だと存じます。今委員の御指摘のとおり、持続可能な経営のもとで行われたそういった木材の取引だけに限定しようということ、地球環境保全の視点が非常に強く色濃く反映されていると存じます。

具体的な施策、二〇〇〇年までに何をやるかというところにつきましては、担当の地球部長から答弁をさせていただきます。

○説明員(澤村宏君) 今ここで御議論がありますように、国際熱帯木材機関は熱帯木材貿易の拡大と森林の保全を目的として国際熱帯木材協定に基づきまして設置されたものでございます。環境庁といたしましては、こうした目的の達成に向けまして、特に森林の保全という観点から専門的知見等の提供を行う、そういうことで協力しているわけでございます。現在、森林の保全ということにつきましましては、いろいろなところで国際会議が持たれて、これまでも環境庁といたしましては、これらの国際会議に出席いたしまして議論へ積極的に参加していただいております。

今後とも、二〇〇〇年目標につきましても、そうした国際的な基準づくりというものに参画しながら、その目的に沿うように協力してまいりたい、そのように考えております。

○山崎順子君 現実にはガイドラインを出されたりいろいろな事があるんだと思いますが、それがきちんと実行されているか、効果があるのか、そういうことも環境庁は生産国に行つてごらんになったりという、調査はなさっているんでしょうか。

○説明員(澤村宏君) ITTO、国際熱帯木材機関の事業につきましては、理事会で厳正な審査、承認を得まして資金の供与の決定が行われているところでございます。また、事業の実施に当たり

ましては事務局等におきまして監視、評価が行われますとともに、事業結果につきましても理事会へ報告が行われているわけでございます。

そういう場合に、環境庁といたしまして、今後いろいろな形でもって積極的に関係省庁と連携をとりながら参画していきたい、そのように考えております。

○山崎順子君 それでは次に別の質問に移らせていただきます。

閣議決定に基づく環境影響評価実施要綱、現行のアセスメント制度と言われておりますが、この制度によつて環境庁はどの程度の実績を上げられたのか、どうかかわつていらしたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(石坂匡身君) 昭和五十九年に閣議決定をいたしました環境影響評価実施要綱がございます。これに基づきましてただいまアセスメントが行われているわけでございますが、平成五年度末までに二百三十五件が実施されておるところでございます。その内訳について申し上げますと、道路が百六十六件、それから区画整理が二十件、埋め立てが十五件、ダム・放水路が十二件等々となっております。

○山崎順子君 この閣議決定の、現行のアセスメント制度では長官が意見を言われるというふうな聞いておりますけれども、環境庁の意見というのか。長官が何度かそういった場に立ち会つてよかったと思われたのか、他省庁に押しつけがましくなかつたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(石坂匡身君) アセスメントはただいま申し上げたような件数を実施しております。これはそれぞれ各省庁で指針をつくりまして、それに基きましてアセスをやっております。アセス自体は大変まじめに各省とも取り組んでいただいているというふうには認識しております。

環境庁長官の意見でございますけれども、対象事業の中で規模が大きくなつたその実施により環境

に及ぼす影響につきましまして特に配慮する必要があると認められるような場合には、環境庁長官が意見を申し上げることになっておるところでございます。例えば東京湾横断道路でございますとか、あるいは第二東名・名神自動車道でございますとか、意見を申し上げておるところでございます。そうした意見につきましては、十分各省とも協議をしつつ、酌み取るべきは酌み取つていただいているというふうには考えております。

○山崎順子君 現行アセス制度には代替案についての規定もありませんし、アセスメントを実施すべき対象としての許認可を受けて行われる民間事業の範囲も狭いです。また、住民の意見を計画決定のときに反映させる現実的なシステムも持っておりませんし、事後調査や事後評価などもございません。こうした現行制度のもとでは十分な環境政策が実施できないと思ふんです。環境庁としては随分隔靴掻痒の思いでいらしたのではないかと存じますけれども、そういう中でどういう工夫をなさつてこられたのか。

○政府委員(石坂匡身君) これは、それぞれケース・バイ・ケースで、現行制度のもとでは私どももできる限りの研究をし、また意見も申し上げてきているところがございます。

ただ、おっしゃいますように、このアセスにつきましましてはいろいろな御意見がございます。昨年の十月に環境基本計画の国民意見の聴取をしたものの取りまとめを発表させていただきましたけれども、その中でもいろいろな意見がこのアセスメントにつきましましてはございました。もちろん法制化を求めるという積極的意見が多々ございますけれども、逆の意見もないわけではございません。今委員が御指摘になりましたような、計画段階の問題でございますとか、あるいは住民参加の問題でございますとか、あるいはフォローアップしてさまざまな意見が寄せられておるところでございます。

私どもは、この環境影響評価制度の今後のあり

方につきまして、これは環境基本計画にも記載があるところでございますけれども、大変国民の皆様方の関心も高まっておりますわけでございまして、各面からこれの検討をしなければならぬというふうに考えております。昨年の七月に環境影響評価制度総合研究会というものを発足させまして、そこで各般の調査研究を進めているというのが現段階でございます。

○山崎順子君 今フォローアップの話も出しましたけれども、今までの現行制度のもとで行われたアセスメントによって環境庁長官が意見を言われた、そういったケースは、その後きちんと環境庁の方でフォローアップなさっているのでしょうか。そのための予算とか人員とかはあったのでしょうか。

○政府委員(石坂匡身君) 環境庁長官がフォローアップをするように意見を申し上げるというふうなケースにつきましては、必要に応じて報告を求めるところでございます。

ただ、一般的に申し上げまして、全部が全部というわけではもちろんございません。このアセスメントにつきましては、審査をいたします、そして事業の免許等を所管官庁が行うわけでございまして、その際にそうした事後の点についても配慮をするのは当然のことでございます。それだけの所管官庁がフォローアップを適切に行っているかどうかはわかりません。

同時に、私も、環境庁といたしまして、大気汚染防止法等々の環境汚染の防止に関する規制法令を持っております。そういったものに基づくところの監視もやっております。そういったモニタリング等の意見を申し上げたような場合につきましては、環境庁といたしまして適切に対応しておりますところでございます。

○山崎順子君 いろいろなケースがあると思うんです。例えば国定公園というのは環境庁の管轄だと思えますが、国定公園である高尾山にトンネルを掘って、裏高尾に中央自動車道と連結するジャ

ンクションをつくる。そういうものができると大気の悪化は避けられないんですけれども、この圏央道高尾山ルートの環境アセスメントには環境庁はかかわっていないしやらなかったんでしょうか。

建設省や東京都が行う環境アセスメントをその住民が信用せずに、三年余にわたって自主アセスを実施したと聞いております。今この圏央道とその沿線の大規模な開発はどうなっているのか、このあたりについてちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○政府委員(石坂匡身君) この圏央道につきましては平成元年二月にいわゆるアセスメントが実施されたところでございます。今の閣議決定に基づきますやり方では必要に応じて環境庁長官の意見を求めるということになっておるわけでございまして、これにつきましては環境庁長官の意見を求めるという行為がございせんでした。

そういう事情があったということをお答えさせていただきます。ただ、十一月に、道路法に基づく道路の区域の決定が行われているというふうな状況でございます。

○山崎順子君 環境庁長官の意見を求められなかったとか、そういう規定があればいいのではないのかもしれませんが、環境行政全般にわたってぜひとも環境庁長官が意見を言えるような、そういうものになっていただければ、環境庁がそれだけ力を持てば日本の環境行政がよくなるかなというふうに思うわけです。

一つは、環境基本法の施行に伴って多分これから環境アセスメント法の立法化がどんどん進んでいくのではないかと思いますけれども、その際に住民参加、それも企画立案の当初の段階で基本法のときに、審議会のメンバーではなくてごく普通の方々からいろいろな意見を聴取なさったんだと思うんですが、そういった住民参加とか事後

調査、事後評価などいろいろ国民の知る権利、情報提供、情報公開等、そういったことについて国民の皆様からの意見はどのようなものがあったか、ちょっと教えてほしいんですが。

○政府委員(石坂匡身君) 先ほどちょっと御答弁を申し上げたところでございますけれども、基本計画の際のこのアセスにつきましては大変いろいろな意見をいただいたところでございます。私どもはいただきました意見は二百四十四件ございました。これを詳細に分析をいたしますと二十三項目、二百九十三件というふうに整理をされます。

これを分析してみますと、法制化が必要であるという御意見を言っておられる方が四十九件、それから住民参加、情報公開が大切だと言っておられる方が四十四件、それから事業の計画段階における環境影響評価が必要だと言っておられる方が四十一件、第三者機関による評価、審査が必要だと言っておられる方が三十七件、法制化は慎重にと言っておられる方が十一件等々、あとは非常に件数が少のうございすけれども、さまざまな意見をいただいております。

ただ、この件数は、団体一つで一件というふうなものもございすし、全く個人一人で一件というものもございすので、件数の多い少ないによってにわかにそのウェイトづけは無理かと思っておりますけれども、大変さまざまな御意見をいただいているというところは事実でございます。ただいま委員がおっしゃいましたフォローアップの問題、あるいはこういう形で住民がかかわっていくのかというふうな問題も、今後のこのアセスメントというものをいろいろ研究しておるわけでございますけれども、その中で検討すべき課題であるというふうに考えております。

○山崎順子君 これは一九七四年にOECDが加盟各国に環境アセスメントの立法化を勧告して以来、環境庁の方はずっと環境アセスメント制度の立法化の実現に御努力をなさってきたと思うんですが、中公審答申に基づく環境アセスメン

トを立法化する段階になって、事業関係省庁、官庁からの反対で立法案を後退させたという経緯があったと思えます。また、その後退させた立法案が、その当時の野党や環境保護市民団体の反対ということもあって、遂に立法化がとんざのやむなきに至ったという、そういううちよつと残念な経緯があるわけですが、今度この環境アセスメント法を立法化するに当たっては、ぜひそういったことがないように頑張りたいと思います。

今ちょっとお聞きした、国民、市民の皆さんからの意見聴取、私は件数が少ないんじゃないかなという気がしないでもないんですね。環境アセスメント法をやはり環境庁主導でしっかりしたものをつくっていくためには、国民の強力なバックアップがないといけないんだと思うんですが、前回は何のくらの期間でこういったPRをなさったのか、ちょっとわかりませんが、今後またそういったことを大々的にして国民の皆さんからのバックアップをもらえるような形にしたいかなとおもいます。

それからもう一つは、どうも関係官庁からの反対があったところでは、法律上、事実上の権限が環境庁はほかの省庁に比べて弱いんじゃないかとも言われていますけれども、そういう点はどう変えていけば環境庁主導の環境アセスメント法ができるのか、そのあたりについてどういうお考えを長官が持っていますか、また今後どういったお気持ちで取り組んでいくかと思っております。その辺の重要性の認識度についてもお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮下創平君) 御承知のように環境基本計画を昨年の暮れにつくりましたが、その中でも重要項目の一つとして、環境アセスメントにつきまして、今、閣議決定あるいは各省の告示なり、根拠はばらばらと言っちゃ失礼ですが、そういう形で進められております。したがって、これをよく検討して、そして来年の夏ぐらいまでにはその結論を得て、そしてそれを法制化に向けての手法も含めて最終的に結論を得たいと思っております。

長官もぜひとも中国へ出かけていただくか、中国に正式に日本の決意というのか熱意みたいなものをきちんと伝えていかないと、どうも事務レベルでは私は限界があるような話として理解をしているんですが、その辺のところについて多少御見解をいただきたい、こういうふうに思います。

○政府委員(奥村明雄君) 中国に対する協力につきましては、昭和六十年から既に十年ぐらゐの間のいろいろな形で協力を進めてきておるところでございます。その間日本産のトキと中国側でそれから日本側でペアリングを実施いたしますとか、保護増殖のための器材供与とか、専門家の派遣また専門家の受け入れというようなことをやってきておるところでございます。

そうしたこれまでの経緯を踏まえながら進めていかなければいけないわけですが、中国側のトキ自体も現在のところまだ野生のものが二十六羽程度、飼育個体が二十一羽程度ということでありまして、いずれにしても、まず数をふやしていく、そしてそのための環境条件を調査していくというようなことが急務ではないかというふうに考えておるところでございます。具体的な実施については、十分協議し、中国側の意向などをよくお聞きしながら、今後のトキの復元に向けて努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○栗森喬君 決意表明はいんだけれど、一匹今死んじゃったんでしよう、その見返りもまだ決まっていなくて、努力している、努力していると言っているけれども、気の遠くなる話と。

本間にこの種の問題を系統的にやるとき、こればかりが私は環境じゃないというふうに思うけれども、こんなことをめつたに言う機会ないんだから、やっぱり環境庁長官としても、これ何か具体的にもう少し日本としての決意を、中国との間に、私は民間レベルの方との話を聞いても、ちょっとやっぱりあるというの、どうもかなり中国という国家の中の一つの仕組みの中で、日本政府に対する、熱意というのについて必ずし

もきちんと伝わっていないような私は印象で、これは関係者からもお聞きしました。
長官いかがですか。これ、どういうふうに扱っていただけるか。

○国務大臣(宮下創平君) 昨年つがいをお借りいたしましたし、そして私どもとしては今春の子供の出生を大変楽しみにしておりましたが、雄の方が亡くなってしまったということでございます。

本件につきましては、前内閣の細川さんのところから提案されて政治レベルでかなりその端緒がつくられました。この問題につきましては私も、中国は林務部長という向こうの国務大臣であります、林務部長とも直接書簡のやりとりもいたしましたし、それから雄が亡くなったことについての責任という問題もございましてからおわびのお手紙等も差し上げて、今後よりこの問題についての御協力を賜りたいということでございます。

具体的にいろいろ話し合ひは事務的にはされておられるようではありますが、何よりも個体が非常に少ないということがございまして、今局長の申されたとおり、三カ年計画で中国自身の五十羽程度のこれを増殖していくことに我が国でも協力していくということがまず第一だと思えます。そして、その協力した結果かなりの数がふえれば、全くこれは同種類のものであるそうでございますから、日本にもこれを持ってくることでその生殖、増殖を図っていくことが必要だと存じます。

私も必要であれば、中国との関係は、いろいろの環境問題、これから、今事務的にも接触はさせていたいただいておりますが、なお、トップレベルといえますか、環境のトップレベルでもいろいろ話し合わなければならぬ問題等もございまして、機会があればまたそういうことの我が国の決意、熱意のほども向こうにお伝えしたい、こう思っております。

○栗森喬君 私は雄の後がどうなるのかということとを具体的に聞きたかったですけれども、どう

もまだ確認されていないようだから、改めて私は、日本の環境を復権していく象徴的な存在としてのトキではないかというふうに思いますので、ぜひとも三年計画で予算的な財政的な裏づけも幾つかしていただけてやっていただきたい、こういうふうに思います。

水俣の関係を多少お伺いをしたい、こういうふうに思います。
水俣病の福岡高裁の判決というのは、これは日時がまだ指定をされていません。いろんな理解の仕方があるんだろうと思いますが、一つは、高裁そのものが和解についての勧告といいますか打診を行政関係者にしたということがあります。そのことをめぐっていろいろこれまでもこの委員会でも何回かいろんな方がいろんな提案をしたり、意見交換をやっているようでございますが、最近幾つかのマスメディアを通じていろんなことが出てくることを多少見ながら申し上げたいと思えます。

いづれにしても、患者の実態や企業の現状などから見て、これは早期解決という前提に立たないといけないんじゃないか、こういうふうに思っているわけですが、環境庁としてのとりあえずの対応の仕方については、福岡高裁が判決を出していただくしかないということなのか、事前に何らかの解決策を、現状以上のものを考えているのかどうか、そのことについてまずお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(石坂匡身君) 水俣病につきましては、これは行政上の重要な課題の一つというふうな認識は私も当然持っております。そうした認識のもとに、認定業務の促進でございますとか、それから平成四年の後半からは水俣病総合対策というふうな新しい施策を実施する、さまざま努力をしております。

しかし、この問題をめぐりましては、裁判所の判決が三対三に分かれておりますように、行政としてやるがせにできないいろいろな問題、難しい点があることもまた御理解を賜りたいと思いま

す。
私も、福岡高裁に係属している事案、結審後二年以上経過しておりますので、判決が速やかに出されることを期待しているというのが現在の状況でございます。

○栗森喬君 行政としての考え方は、いづれにしても、裁判による判決の結果でなかったらやっぱり受けられないという立場にはこれは変わりはないんでしょ、どうなんですか。

○政府委員(石坂匡身君) 本件は国の国家賠償責任を問われている問題でございます。国は被告としての立場にあるわけでございまして、この問題につきましてはやはりこれは法律上の判断をいただきたいというのが私どもの基本的な立場でございます。

○栗森喬君 そこで、大臣にこれはお尋ねをしたい、こういうふうに思います。

与党とか野党とかいろんな難しい立場が本件の問題を議論するに当たって全く内在をしないというふうには私は思いません。しかし、すべからず政治家大半が、行政が言うように国家賠償法に基づく原則があるから話し合ひはだめなんだという立場に、私は、水俣病に関する国会議員のアンケートなんか何回も出されたもので、圧倒的な多数は、できることなら何らかの和解というか、裁判以外の、判決以外の方法で決着の方法がないんどうかと。

といいますのは、これは裁判所を出すことでございまして、仮に全面的に原告どおりの主張になるというのもちよつと私も考えにくい。だとすれば、行政が前へ出て多少さばいていくというのは、行政官たる者にこれを求めても非常に私は限度があると思うんです。私も何回かこのことで環境庁の方と意見交換もしたことがありますが、やっぱりそれは行政の非常に難しい壁なのかなというふうに思います。

しかし、この状態をこのまま継続するというのは、行政はあるけれども政治がないというものに

そして今、企画調整局長の言われましたように、現在は公健法の認定患者三千人、これは新潟が七百人くらいが入っておりますが、これらの方々に対しては、公健法に基づく、そしてまたチツソあるいは昭和電工との間で話し合われた水準の給付を行い、そして国もこの金融支援をやっております。昨年の秋におきましてもかなりな思い切った金融支援をやつて、今の認定患者にきちつとした対応ができることがまず必要だろうというところで精力的に取り組まさせていただいております。しかし、棄却された方々がこれを納得しないという形で訴訟を各地で提起されております。そして、行政上ゆるがせにできない問題というのは、一つは国家賠償法上のいろいろ各種の法律に基づく不作為責任、当時の、それが問われておるといふこと、それから今現在、公健法の規定によりましてきちつと病状を専門家の意見を聞いて認定をして、そして給付を行つておるといふこと、それから言うまでもございませんが企業家責

たしました水俣対策会議というのをつくっていろいろのヒアリングをされたり、非常に勉強されておられますので、やはり行政の筋を曲げるわけにはまいりませんから、その中へ意見を取り入れていただきながら、そしてそこで本当に解決策が出るということであれば、私としても、これはきちつと対応すべきものだ、なるべく早くこういう問題は解決した方が環境庁のためにも大変プラスになるなという思いは、私も持つておるところであります。

○森森喬君　今のお話を聞いておつて、私どもも与党の立場のときにこれで意見を申し上げたことがございます。大事なことなのですが、行政のあるべき原則みたいなものだけで果たしてこれは律し切れるのかどうかという問題になると、私は例えばPPPの原則をこの際曲げるなどということはやっぱりできないだろうと思います。しかし、何とかそこはできないのかということで、行政として声を出すというのが、必ずしもこの間、結果

一つは、環境保全経費の伸び率の見方の問題でございいます。私は、この環境保全経費というのは、環境庁が全部の省庁の予算の伸び率やつくり方について参加、介入しておるわけではございませんから、これが伸びたか伸びないかというのは環境庁はあずかり知らないと言えどもそれまでもかもしれません、これはちゃんと環境庁長官の所信の中にも入っておりますから、ちよつとこのことに見解もお尋ねをしておきたいと思ひます。

ことは伸び率の計算の仕方が違ったので、三六％という、これはもう下水道とか全部入っているから、新しく入ったものが幾つかございますのから、これはちよつと参考になりません。ただ、従来の伸び率の計算式でいくと三・四％の増だ、こういうことでございます。これは過去の伸び率から見ると恐らく低い方にあるんじゃないかと私は思います。環境関係の予算が比較的順調に伸びてきていたんですが、この三・四％というのは伸び率として余り高くないように思うんですが、この辺のところについての見解はいかがですか。

○政府委員(石坂眞身君) これは、三・四という

ごらんだきますと、委員が御指摘になりましたように三年、四年、五年、六年はこの伸びを上回っております。それ以前はそれより低うございます。

○粟森喬君 さつきも申し上げたように、政策的にどのぐらゐ環境に対して関心があるかということと必ずしも一致しない。例えば、環境庁の予算だけを見てみると、六％伸びたというけれども、絶対量がこれは低いのでございますからこのぐらゐ伸びてもあれなんです、全体の環境保全経費というの、私は行政全体の環境に対する関心の、もう一つの物差しではないか、こういうふうに思っているところでございます。

したがって、環境基本法が決められて、確かにこれは予算が大変だったというのはわかるけれども、やはりこの種のことについてはきちんと処理をしていただく前提でわざわざこの数字までここに挙げて説明があつたんだらうと思ひますので、今後の問題としてはこのことについてもぜひ

ともお考え願って、概算要求の段階からここはきちんとチェックしていただいて、来年はもう少し伸びるようによろしくやっていただきたい、こういうふうに思います。

時間のこともございますので、最後にもう一つ質問をしたいのですが、環境基本計画のことです。

私は、環境の問題というのは、アジェンダがあったりいろいろなことがあつて基本法が定められるまでは国民的な運動が非常に高まっていたというふうに認識をしております。環境基本計画の取りまとめをするときの地方の意見の概要などを見ても、全く逆のベクトルで賛成反対というような意見もかなりあるようでございますが、比較的私は、前向きにこれからの環境のことを考えようとする国民全体の意向というのは、この中にやっぱり反映をされている、こういうふうに理解をしているわけです。

ところが、私、このまとめを見ていてちょっと思ったんですが、このパンフレット一枚、どこからいただいたのかは別にして、これは何遍読んでも、この環境基本計画を読んだら環境について頑張つてやろうという話になるようなパンフレットじゃないんです。何が書いてあるかさっぱりわかりません。これを全部解説できたら大したものです。私なんかこれを読んでおつて、ここはこんな議論をしたからこういうことなんだろうと思いますが、余りにも哲学的というか抽象的というか、こういうものにお金をかけるときにはもうちょっと具体的にすべきではなかったのか。

それはどういふことかといいますと、環境基本計画の中で参考として出しているさまざまな数量的指標、これはここにも断っているように、まだ閣議における参考資料だということで、逃げを打っているというか、計画の定め方の問題でもあると思うんです。例えば、二〇〇〇年までにCO₂をどうするという話は、これは一九九〇年の数と絶対数で一緒にするというのはこれはかなり具体的な、我々なんかびしと受けとめられる感じがです。

ね。基本計画にはそんな話が出てこないというか、こういうパンフレットに出てこないというのに、どうも基本計画というもののそのものが余りにも抽象的過ぎるという嫌いをこのことで私は思いました。

基本計画以降、今後の具体的にしていく過程の中で、例えば地方公共団体の役割なども独自で積極的にやれということでございますが、例えば今各県あたりの事情を聞きますと、国の方針が決まらないうちから独自の条例をつくるかそういうことは余りやらないというか、むしろ環境庁としてどういう指導をされているのか問題だと思いが、そういう地方公共団体で独自の条例をつくらざるを得ない動きを受けとめようと思われているのかどうか。私は、ぜひともそういう意味で、地方からもう少し運動のつくり方を考えていかないと、計画をより本当に国民に確かなものにすることが、そういうふうに向いているというふうに見られるようにやっぱりやっていただきたいなと思っております。これは長官の意見と事務局の意見を聞いて、私の質問を終わります。

○政府委員(石坂匡身君) 大変貴重な御意見を賜つたと存じます。

私も、なるべくお話を申し上げるときに具体性をというふうなことに心がけてきたつもりでございますが、ただ計画全体が非常に長期の政策の方向をまとめるというふうな点があるということも若干は御理解を賜りたいと思いが、具体的に、これからいろいろな具体的な施策を打ち出してまいるつもりでございます。

例えば、ただいま検討しておりますのは、政府が大きな事業者、消費者でございますから、政府率先の行動計画、これをこししの夏を目途につくっております。こうしたものはかなり具体性を持ったものになりますので、そうした具体性を持った施策を打ち出してまいりたいと思いが、またたいたいま御指摘のございました、地方につきましても環境基本条例あるいは地方の総合的な環境計画、これもかなり策定の動きが出てまいつてき

ております。こうした動きにつきましても、環境庁として十分手助けをしてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(宮下創平君) 委員の御指摘のように、環境基本計画が非常に抽象的ではないかという御指摘は、私も率直に言ひまして、当初いろいろ中間取りまとめの段階で感じました。

しかし、環境基本計画の中にも十五の類型について数値を参考として掲げてございます。これは、実際の環境行政をやる場合の基本計画に基づく具体的な展開の仕方の一つの例示として挙げてあるわけですね。そういうことで御理解いただかないと、そのすべての数値目標、それ自体が環境基本計画ではありません。より次元の高いものとして構築されております。そして、数値目標を全体として統一的なものとしてできるかどうかの検討をしようということも中に含まれております。

環境分野というのは非常に多岐にわたつてございますから、今温暖化防止計画の一九九〇年と二〇〇〇年レベルの炭素の排出量の問題がございましたが、これ自体非常に大きな課題でございます。今度ベルリンで第一回の地球温暖化防止計画の締約国会議の環境長官会議がございまして、私もお許しをいただければぜひ出席したい、世界百二、三十カ国が参りますから、温暖化一つとつてもそういう問題がございまして。

したがって、具体性がないという御指摘ではあります。個々の問題を全部やっぱり集約した形でこういう基本計画の解説書みたいになつておりますからその点は御理解いただかないと、環境庁はとも抽象的なことばかり言つていて具体的なことはどうも進まないという御認識はちよつと改めていただいて、我々もそういう意欲で取り組んでいることだけは申し上げさせていただきます。と思います。

○有働正治君 まず、鹿児島県出水平野のツルの越冬、保護対策についてお聞きします。

私は、ことし一月早々、現地を視察いたしました。そして、関係自治体、農地の地権者の代表の

方々、日本野鳥の会の役員を含む自然保護団体、そして県当局などと意見の交換を行つてまいりました。ここに私写真も持つてまいりましたが、(写真を示す)出水平野で越冬するツルですね。ごらんになられたこと大臣もおありだと思いが、けれども、ここに写真もお持ちしましたけれども、一九九二年に二万羽を超えた。それから、ここ数年約一万羽を数えて、中でもナベヅルは世界の八、九割、マナヅルは三、五割飛来してきているようでありまして。現在まだ七千羽ほどのナベヅルがいるようでありまして。出水平野のツルと人間との共存というのはもう四百年ほど前にもさかのぼる歴史がある、非常に古いということのようでありまして。

このツルは、絶滅のおそれのある種の保存法で国際希少野生動物種に、また国の特別天然記念物に指定されていることは御承知のとおりであります。また、ワシントン条約と日中、日ロの両渡り鳥保護条約で日本はその保護の国際的責務を負つていられるわけでありまして。この間のツル保護のための生態調査によりまして、ロシア・南朝鮮(韓国)・出水の飛来ルートも明らかになつていられるようでありまして。

今日、環境基本法制定のもとで昨年末策定されました環境基本計画の中の「自然と人間との共生の確保」の章の中で、生物多様性の確保のため、野生生物の生息・生育地の保全、野生生物の個体等の適正な保護管理、調査研究等の施策を進めるとされているわけでありまして。そこで、この出水平野のツルの越冬・保護対策について、国内的にもそして国際的にも極めて重要でありまして、政府としてまた環境庁としても早急なさまざまな施策が求められていると感ずるわけでありまして。

そこでまず大臣、この問題についての基本認識、そして従来の枠にとらわれないイニシアチブがやっぱり環境庁に求められているのではないかと、という点で、まず所信をお伺いしたわけでありまして。

○国務大臣(宮下創平君) 御指摘のように、出水

平野におけるマナヅル、ナベヅル、これは日中、日ロ渡り鳥保護条約の保護対象でもございますし、天然記念物、また国際的な関係の指定の鳥でもございます。極めて重要な種の一つであるというように感じておりまして、環境庁としても従来適切な対応をまいりましたところでありまして。施設の鳥獣保護区としてもこの地域を指定いたしまして、そして保護に努めておりますし、また文化庁あるいは地方自治体、住民等の協力を得ながら今までも適切な処理をやってまいっておるつもりでございますが、渡り鳥の大変貴重な地域でございますから、この保全、それから自然との共生の趣旨に沿って対応をきちんとしていきたいと思っております。

○有働正治君 現地でいろいろ懇談して、現場も見てくる中で、解決がいろいろな点で求められている、新たな対応が求められている点が幾つも出されました。

その幾つかについてお尋ねするわけでありますが、まず国際希少野生動物種に指定されているツルの種の保存の見地からありますが、特に出水平野に渡来するナベヅルは地球上の総個体数の九割に当たる約八千羽がいわばここに一種集中しているわけであります。このことは、もし伝染病が蔓延すれば決定的なダメージが懸念されているわけでありまして。これまで伝染病が発生しなかったのは幸運であつたわけでありまして、伝染病発生リスクは常にあるわけで、野鳥保護の関係者から常々指摘されている緊急課題の一つであるわけでありまして。

アメリカに本部を置く国際ツル財団、ICFでは、一九七八年四月に、飼育されていたツルのほとんどが死ぬ事態が起こったわけでありまして。その病原体はツルの病原性顆粒、IBDCと呼ばれるヘルペスウイルスであつたようでありまして。このヘルペスウイルスに関連したツルの大量死というのは七三年から七四年にかけて冬のオーストラリアのウィーンでも起こっていることと承知しているわけでありまして。

伝染病発生リスクを回避する根本的方策というのは、ツルの越冬地を分散化させることにあるわけでありまして。このことが関係者からも強く要望されています。もちろん関係者のこれは合意が当然必要なわけでありまして。先ほど紹介いたしました国際ツル財団なども、伝染病による大量死を防ぐため、出水平野のツルの分散を呼びかけているようでありまして。

ツルの分散では、自然分散してくれるのが最も望ましいわけでありまして、現時点では朝鮮半島と西南日本で幾つかの分散の候補地があるようでありまして。一つは長崎県諫早干拓、一つは高知県中村市に少数が定期的に飛来しているようでありまして。また山口県熊毛町では、分散化が急がれるナベヅルが来ていますが、近年数が減りつつあるようでありまして、計画的な人為的分散の期待も非常に高いようでありまして。ことし二月十一日に山口県熊毛町で開催されましたナベヅル・サミット、この中でも分散化について集中的に熱心に議論されるなど、分散化の雰囲気も非常に高かったということとを、私は後日伺いたいと思つた。人為的な分散の課題は、関係者によりまして、分散技術の確立と社会的コンセンサスが求められるわけでありまして、技術的に言えば十分可能性はあるということが指摘されているようでありまして。

そこで、環境庁といたしまして、とりわけ種の保存という立場から、所管庁といたしまして、特にナベヅルの分散対策等について、その実施体制、予算などを含めて研究し対応するということが強く要望されていますので、対応を求めたいと思ひます。

○政府委員(奥村明雄君) 先生御指摘のように、出水地区には大変多くのマナヅル、ナベヅルが集中している、その結果いろいろな問題が生じているというふうに私も考えております。先生の御指摘のありました山口県の熊毛地区は、過去にかなり数のツルが飛来してきたわけでありまして、近年減少しているという点についても、先生御指摘のとおりでございます。

私もそういったしましても、ツルの集中化をどのようにしたら避けられるのか、いろいろ難しい問題もございまして、水鳥類渡来地集中化問題検討会ということで各方面の専門家の先生方にお集まりをいただきまして、この集中化の原因やその機構をまだ解明し、そしてどのような対策を講じていけばいいか、その方向性などににつきまして総合的な検討を現在進めているところでございまして。今後、この検討をさらに進めたいだきまして、その成果等を踏まえ、必要に応じて適切に対処してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○有働正治君 次に、ツルの越冬地となつていす出水、高尾野、野田の一市二町の自治体、地権者、保護に携わっておられる方々、日本野鳥の会など自然保護関係者から、ツルが越冬の際のえさ場、それからねぐらの拡張、ツル休遊地の拡大を図つてほしいと強い要望が出されています。

私も現場を見まして、ねぐらあるいはえさ場、朝のJ.Rのラッシュ並みあるいはそれ以上だなどいうことを実感したところであります。確かにツルというのはお互いに体を寄せ合つてねぐらにつく、そういう習性があることは事実であります。それにしても狭くて異常で、そういう点を、日ごろ携わつておられる関係者は、何とかこの拡張、休遊地の拡大、えさ場の拡大等々を強く要望されている。そういう点で国が積極的に対応していただきたいと、強い要望であるわけでありまして、この点いかがですか。

○説明員(水野豊君) お答えいたしたいと思ひます。文化庁では、従来、出水のツルにつきましては、文化財保護法に基づきまして出水平野の二百四十ヘクタールほどを鹿児島県のツル及び渡来地といたしまして特別天然記念物に指定いたしました。その保護に当たっているわけでございます。具体的に休遊地の借り上げ等を含めました対策をとっているわけでございます。

お尋ねの休遊地でございますが、昭和四十七年

から地元一市二町から構成していただいておりますツル保護会等が、ツルのねぐらと給餌のための場所といたしまして、ツルの渡来期間中、指定地内の農地を借り上げておるわけでございます。そしてその規模につきましては、昭和五十五年年度に約五十ヘクタールになっておるわけでございます。確かに五十五年当時と比べますと数は増加しているわけでございますが、私も、現段階におきましては、休遊地のツルのねぐら、給餌の場所というその目的からいたしまして、その機能を現時点で十分果たしていると思つておるわけでございます。現段階でそれを拡大するということは考えていないわけでございます。

○有働正治君 全く問題にならないですよ、あなた。現場の声を聞いてください。聞いたことありますか。

○説明員(水野豊君) 私ども、毎年、専門家の調査官等も現地に赴いておるわけでございますが、また地元からの陳情があつた際、休遊地の拡大そのものにつきましましては直接聞いたことがないわけでございます。

○有働正治君 では、ちゃんと要望が強く出されているから、現地の声を聞くように直ちに手だてをとつてくださ。はつきり述べてください。聞いたこともないんじゃないやうが。

○説明員(水野豊君) 御指摘でございますので、地元とも連絡をし、実情の把握に努めてまいりたいと思つております。次に、一市二町の自治体と地権者、自然保護団体などの関係者が一致して声を大にして国に要望しているのがツル休遊地の公有化であります。公有化については国が具体策を示されれば、それぞれの立場で協力し、現状打開の道は開かれると共通して語っているわけでありまして。自治体、地権者を含む農業団体でつくっている鹿児島県ツル保護会は、その都度、休遊地の公有化、これを国に要望しています。去る二月十七日、国に対してこの問題を要望されたやに聞いているわけ

あります。その中で地元側は、特別記念物に指定した当初とは環境が著しく変化しており、土地の借り上げ制度ではツルに適した環境はつくれないということ、国や県の助成で休遊地のうち五ヘクタールでも十ヘクタールでも公有地化したいと強く要望されているようであり、日本野鳥の会でも公有地化についての構想やそのための募金にも着手していると聞いています。

この公有地化の問題というのはツルの越冬・保護対策のキーポイントだと考えるわけであり、政府が具体的手だてをとる、イニシアをとっていただきたい、そのことが強く要望されているわけであり、そういう点で、これは環境庁長官としてもできるだけ関係省庁との調整を図りながら積極的に検討していただくという方向でお願いしたいわけであり、時間がありませんから、長官ちよつと。

○国務大臣(宮下平吉) 委員が現地を御視察の結果の御判断に基づく御質問でございます。

お聞きいただきありがとうございます、そういう可能性もあるかなという感じも率直に受けましたので、関係省庁でひとつこの問題、五ヘクタールでも十ヘクタールでも拡大すれば本当に有効な手段かどうかということも含めて、検討はさせていただきます。

○有働正治君 私は、関係の自治体の方々、もうすべての自治体の方々とこの問題についても御意見を交換いたしました。地権者の方々にもじっくり話を聞きました。そのほか、野鳥の会その他自然保護団体の方々とも、それぞれフルスケージュールでじっくり意見を聞いたんです。

自治体の方々も、確かにこれはいろいろ難しい問題もある、しかし国が具体的に、こういう方向でこういう手だてをとるということで具体策の方向を示していただければ、自治体としても何ほども対応できると、はつきりおっしゃっていただけるんです。どこがネックになっているか。関係者あまねく私は聞いて、どこが問題かというのを詰めたんです。結局のところ、政府がこういう

ふう天然記念物に指定、その保護策をとっておられる。その点で、公有地化の問題も政府の方でイニシアチブをとってもらえれば、自治体としては代替地の問題とかいろいろ問題を含めて何ほどもやれますと、はつきり自治体の責任ある方が私に言っておられたんです、当事者の自治体です。

だから、私は、今大臣言われたように、問題のネックはどこにあるかというのがよくわかりましたよ。国なんですよ。だから、農水省も文化庁もこの問題に前向きに対応すべきだ。そして、大臣もおっしゃられたように、環境庁という、種の保存の立場から、これはどこが管理するかとかいろいろな問題もあるでしょうけれども、やっぱり大臣としてそういう点で積極的に詰めていただくということをお願いしておきたいです。

それで、次に進みますけれども、公有地化までの当面の措置として借り上げ料の問題があります。特に、休遊地の地権者の理事長を含む代表者の方々からいろいろお話を伺いました。一等地でござくばらんな話を私は聞きました。一等地でありながら、土地改良事業や利水事業の負担金を十アル当たり三万円を年々払っておられ、十アル当たり数十万円の利益が見込まれながら裏作ができない苦悩などがこもも訴えられました。この間、若干の引き上げが図られたことは私も承知しているわけですが、関係者の要望から見れば、借り上げ料の実情に応じた抜本的引き上げを関係者は強く求められている。

国として直接、実情、要望も聞いて、実態に見合うよう借り上げ料の引き上げを求めるといふことでありますが、いかがでありますか。簡潔に述べたい。

○説明員(水野豊君) 休遊地の借り上げ料の件でございますが、借り上げ料の単価につきまして、平成六年度で申し上げますと十アル当たり三万九千円となっております。この単価は、ツル保護会が地元の農業委員会等で定め、一般の農地借り上げの場合の標準単価に、ツル

によって壊されますあぜでございますとか水利の復旧のための経費を加算して算出しておるわけでございます。したがって、借り上げ料をいわば幾らにするかということは、主として地元の公共団体におきます客観的な基準がどのようになるかということによって決まってくるわけでございます。私も直接金額をどうこうするというのはないわけでございます。

文化庁といたしましては、今後とも、従来行ってきた方式で算出された借り上げ料につきまして、これをいわずとも国庫補助するという立場にあるわけでございますから、そういう立場から適切に対処してまいりたいと考えております。

○有働正治君 実情に合っていないことも訴えられているわけであり、これについても実情をじかに、特に現場の人おっしゃっているんです、一度もじかに聞いてもらいためしがないということであり、じかに聞いて、直接接生の声を聞いて、実態に合うよう、私としては強く要望しておきます。

次に、ツルによる農家の被害対策があります。被害補償額の増額、休遊地に隣接する東・西干拓農家への補償の問題、それから、現在実施している防護網やハウス設置に莫大な人件費と労力がかかるわけであり、それに見合う補償、これはいずれも実態が伴っていない。防護さくに対する一定の対応がとられていますけれども、人も雇って手だてもとって防護さくをつけなくちやいけない等々、あるいは西干拓その他の隣接地への補償の問題等々、関係者からも強い要望が出されたわけであり、

実態をどういふ点も把握して誠実に対応するよう求めるわけであり、簡潔にお答えください。

○説明員(水野豊君) 私も文化庁がやってございます対策につきまして回答させていただきます。私ども、ツルによる農作物への食害の防除のため

めに、ツルがいれば飛び回ります指定地の周辺約六百五十ヘクタールを対象といたしまして、防護網また網の支柱を農家に支給する事業を補助事業として実施をいたしてきております。それによりましてツルの食害防除は相当の効果を上げておると認識しております。引き続きこの事業につきましては補助を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、その設置に際しましてなるべく農家の方々に負担がかからないように軽便でかつ効果のあるものを、これまでも開発してまいりました。でございますが、これからの点につきましては努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○有働正治君 これも本当に現場の声が行政にやっぱり届くように、実情もよくお調べいただきたいということを強く要望しておきます。

地権者からは、特に政府・国と県当局が直接地権者の話を聞く手だてをとってほしいと強い要望が出されています。関係者が直接横断的に会して懇談すること、これを各方面から強く要望されたわけであり、

そこで私は、ツルの越冬・保護対策の具体的な対策を図る上で一つ提案をいたします。

それは何かと申しますと、この出水平野のツル越冬地の確保を、国際希少動物種としての種の保存をより効果的に推進し国際的責務を果たすために、関係者となつています国から、国としては環境庁、文化庁、農水省の三省庁、それから自治体からは鹿児島県出水市、高尾野町、野田町、こういう自治体関係者、それから地元地権者を含む農業関係者、それから日本野鳥の会を含む自然保護団体の関係者、この問題を研究なされておられる学者、研究者、こういう方が一堂に会する懇談の場、仮に、出水平野のツル越冬・保護対策懇談会、例えばこういう懇談会を恒常的な機関として設置して、今述べました政府、自治体、関係者、網羅的に一堂に会する。

利に引き下げる、融資比率も九〇％、償還期限も二十年ということ、それから据置期間も五年ということ、格別の優遇措置をとることについては、お聞きします。また、被害がそこまで至らない場合につきましても、被害の程度に応じまして通常の融資条件よりも有利な優遇措置を講じたところでございまして、こうした措置につきましても、まだPRにも努めているところでございます。

○西野康雄君 震災に際してのいろんな政策が出され、また我々もいろいろと質問をしてみたい。仮設住宅については厚生省であったりとか、あるいはケミカルシューズのことに関しては通産省であったりとか、それからいろいろな家屋の倒壊等については建設省であったりするわけでございしますが、実は、やはり一番大事なポイントでも申しましようか、復旧をずっと続けていく上において今求められているのは環境庁の役割ではないだろうか。瓦れきの問題もそうだし、それからその瓦れきを焼く野焼きの問題もそうでございます。アスベスト等は後で少しお伺いをいたしますけれども、環境庁長官としても、恐らく、復旧政策、復旧策全体の中で環境庁はこうあるべきだということも考えられているかと思えます。予算委員会を見ておきますと、環境庁長官の出席が余りないようでございます。皆そつちも港湾だとかそういうふうなところに行っている。しかし、本当はきつちりと詰めていかなければならないのは、最終的に残ってくるのは環境問題ではないかと思うんです。そういう中で、環境庁長官として、復旧政策の中の環境問題をどうお考えなのか、ちょっとお伺いいたします。

○国務大臣(宮下副平君) 確かに、今国会の予算委員会等を通じて阪神・淡路大震災の復旧についての質問がもう八割方以上だったと存じます。委員ももう大変熱心に御質問をなされまして、大変参考にさせていただいております。

環境庁長官については、全然質問がなかったわけではございませんで、二次汚染防止のためのモニタリング調査でありますとかアスベストの問

題、あるいはフロンガスの問題等々、多少の御質問等もございましたが、私は、質問のあるなにかかわらず、これは非常に地味ではございます、しかし非常に重要な視点でございますから、震災直後から直ちに職員を派遣したり、またモニタリング調査をやったり、環境庁としてなすべきことはきちつと対応していかなければ、万が一のことがありますと大変な責任を負わざるを得ない、そういう事態だと存じまして、やってまいった次第でございます。

今後、瓦れきの処理問題、今議員の御指摘のような問題、アスベストの問題あるいはフロンガスの処理の問題等々、全体としてスピーディーに処理するという中で、なおかつ大きな問題がはらんでいくことも事実でございますから、こうした問題についてはひとつよく職員を奮励して、現地にもよく行ってまいりますし、県と市ともよく相談をさせていただいております。万全というわけにまいらないかもしれませんが、瓦れきの処理なんかは、スピーディーにやらなくちゃいけないということ、人体に対する影響を最小限に食い止めるということのいわば二律背反的な面がございますから、そんなことではあります、精いっぱいひとつ努力をさせて、そしてまた、いよいよ復旧から復興へという問題意識もございしますので、環境庁としていよいよ、震災に強い町づくりは同時に環境に優しい町づくりであることは表裏一体の関係にあると存じますので、そんな点で努力をしていきたいと思っております。

○西野康雄君 芦屋あるいは西宮、神戸市内もそうでございますが、淡路島もそうなんですが、被災地では復興計画というものが随分と出されてまいりました。しかし、その復興計画の中に環境という問題、道路を通してそして公園をつくるんだというふうなぐあいであって、随分と都市計画家が、何というんですか、頭の中だけで考えている。環境庁の意見をそこにどう反映させるかというところが今後の都市計画の中の課題だと、こういうふうな思っておりますけれども、特に質問通告は

しておりませんけれども、今ちょっと公園をと、か、そういうふうなお話がございました。どういうふうなイメージを抱いておられるでしょうか。

○国務大臣(宮下副平君) 委員の御指摘のような問題意識は私も強く持つておりまして、これからの復興段階におきまして本場に立派な国際都市神戸をつくり出す、あの地域を再生するためには復興の中身が非常に重要だと思っております。

今、国会で、予算委員会等で議論されているのは外側のいろいろな問題、ハードの面でありまして、私が、私どもはやっぱり、都市づくりの中で、緑とか緩衝緑地とか公園とか、そういう自然との調整の問題等がございします。環境に優しい都市づくりといえますと、建物それ自体も省エネ化することとか、あるいは水環境、大気環境の施設をきちつとしていただくとか、もうあらゆる面でいろいろ問題がございしますから、そしてまた循環的な体系に都市をしていただきたいとか、そういうことがございしたので、これを取りまとめをいたしました。そして、既に県と市にはこれを提示して、なるべく織り込んでもらう努力をしていただくようにお願いいたしましたし、また政府の緊急対策本部でも私が特に発言を求めまして、この点は特に政府としても配慮すべき重要な事項ではないかというところで、二カ月経過した三月十七日の緊急対策本部ではそのように特に申し上げておるところでございます。

○西野康雄君 今話題となりました建築物の解体に伴うアスベストの飛散の問題でございます。

建設省に聞いても、いろいろと対策はやっているんだと。工事現場で水まきをやって、解体現場で水まきをやってなるべく飛散せぬようにしているんだとか、環境庁にお伺いすると、マスキですか、三十万個を配ったとか、何かそんな話も聞きますが、うちへちつとも来へんなど、私の健康はどうなっているんだらうか、こう思うのでございしますが、お医者さんの意見、まあこれは一人の御意見ですけども、さあ十年後にはひよつとしてたら肺がん患者がふえるかもしれぬと。これは

もう単なる世間話の中で出てきたことですが、しかしこれは備えておかなければならないことでもあるわけですね。統計的に、ずっと十年後ですよ、神戸の長田区だとか兵庫区あたりで肺がんがふえたとなつたならば、これはやっぱり今の時点のアスベストの飛散だとかそういうふうなことが原因であつたというふうなことが言えるわけですね。

ですから、その十年後のがん発生が懸念されるというお医者さんの意見じゃないんですけれども、防止対策の徹底周知というのは、これは今やっておかなければならないし、後顧の憂いを残してはならないと私自身は思うわけです。

現実を見ると、本当に求めていただくと、ほこりつばいんです。果たしてこれ、私、建設委員会でも質問したけれども、周知徹底がいつているのかという思いですね。それはもうすぐほこりだらけになります。自転車とめておいてもサドルのところがもう五、六分まで真っ白になつたりとか、それが私の住んでいるところの現状でございます。どうでしょうか、その徹底周知というものを今どのような方法をとられておるのでしょうか。

○政府委員(大澤進君) 私ども、地震発生以来、そういうアスベストあるいは粉じん等による住民の健康影響というものを懸念しております。発生後、工事を請け負う関係の建設省とかあるいは作業現場の労働省関係の人と、それからさらにはもちろん地元県、市とも十分協議して、これまでも申し上げましたが、飛散防止について徹底を図つたわけでございます。

その間、二月に大気環境のモニタリングの一環としてアスベストについても測定したところでございまして、その結果は、おおむね都市部においては日本の他の都市部に比較するとやや高いところがあるとか、しかし一部については少し高いところの近傍ではかると基準を超えている高いところもあつたというふうなことで、再度二月の末に、関係省庁にも集まっていたしまして、もつと個

別にきめ細かく指導するというようなことで、二月下旬にそれぞれのところから通知を出していただきまして、県、市にも十分その趣旨を徹底してお願ひしたというようなこともやっております。さらに私どもは、地元県、市とも協力いたしまして、被災地の建物の点検調査というものを既に始めておりまして、これは点検中でございましてまだ結果は出ておりませんが、一戸一戸、アスベストを使っているかどうか、使っていればどういう飛散防止対策をやっているかということを指導しながら確認をするというふうなことをやっております。全体のまだ結果が出ておりませんが、できるだけ早くに終了して取りまとめたしたいと思います。

いづれにしても、私どもとして、これから工事でもまだ続くと思いますが、その趣旨の徹底をさらに状況を見ながら指導してまいりたい、かように考えております。

○西野康雄君 今、全壊家屋とか、それからまさに瓦れきとなったところの部分を取り除いているんですが、今後は、半壊家屋というんですか、マンションとか、今は臨時に住んでおられますけれども、今後それが住めないというふうな状況になったら取り壊しが当然起きてまいります。だから、全壊のところよりもむしろ半壊しているところの取り壊しが始まると随分とアスベストの飛び散るぐあいが高くなってくるのじゃないだろうか、そんな思いをしております。今は瓦れきとなった部分の取り壊しが大半ですから、それほど、むしろアスベストの値だとかそういうふうなものはまだ他都市の平均値よりも若干上回るとか、そんな程度の部分ではないかと、むしろ今から警戒をすべきことではないか。確実にアスベストが残っている半壊したものが壊されていくので、その辺の徹底周知をひとつお願いをしたいと思ひます。

長官も御存じでしょうけれども、私は大学の農学部出身でございまして、ある党の方がいつも私の前に質問をして、大学を出ながら、農学部を出ながら少しも農業の方に後継者として行かない人が多いのでゆゆしき問題だということをおっしゃるんでございまして、私としては本心にその方の質問だけは耳が痛いわけでございまして。武田邦太郎先生でございまして、実は私も、鳥取大学の農学部へ行ってそして砂漠の緑化という問題をやりたいなとか、そういうふうなことも高校時代思っておったことがございまして。今、遠山さん親子が随分とあちらこちらでやっておられますし、クズの種を中国でまいたりとかいろいろやっております。

環境庁は外務省だとか農水省だとかに比べると砂漠化の事業というものはちよつと一、二年取り組み方がおくれたかなという印象は私は持つておるわけでございまして、答弁の中で、いやそうやおまへんと言っておるならそれも結構でございまして。今どうも砂漠化の防止という中国の方に偏りがちなような気がいたしますけれども、砂漠化防止というのが予算書を見るとどうも書いてございまして。今どのような計画とどのような政策をお持ちなのか、ちよつとお伺ひいたします。

○説明員(澤村宏君) 先生も御案内のとおり、昨年六月に砂漠化防止条約が採択されました。国連のもとで、国際的に協力していく、砂漠化防止の対策を進めていく枠組みができたわけでございまして。環境庁ではこれまでその条約の採択に向けて、積極的に取り組んできたところでございまして、また砂漠化防止に向けていろいろなことも取り組んでやっております。例えば、総合的な砂漠化防止対策の進め方等につきまして各方面の専門家から成る検討会による検討を実施しております。また、研究分野でも地球環境研究総合推進費におきまして砂漠化とその主要因とされます人間活動の総合影響評価に関する調査研究の実施をしております。環境庁といたしましては、採択されました条約につきまして、今後、各省と協力しまして締結に向けた作業を行うということをやりたいと思っております。

また、今回の条約の中でいろいろなことが示されております。一つは、早期の行動を促す決議というものもありました。また、ボトム・アップ・アプローチというものを重視しております。このボトム・アップ・アプローチというもののにつきましては、先生御案内とは思いますが、どういふものかと申しますと、対策の計画段階から積極的な住民参加による地域社会の参加を得て、最終的には地域住民自身によって対策が実施されるための取り組み手法というふうに言われております。

こうした条約の考え方に沿いまして、環境庁におきましても、平成七年度から、砂漠化の進行しております地域で地域のコミュニティと共同して地下水の有効利用を図るための知見あるいは情報を収集いたします砂漠化防止対策モデル事業調査、そういったものを実施することになっております。

○西野康雄君 なかなか砂漠化の防止というのは難しいので、家畜だとかそれから塩害だとかいろいろありますし、地域地域によって砂漠の形態も違ってきておられますし、サウジアラビアあたりに行くと、上から見ると丸いところの小麦畑が広がっているように思ふんですが、それと、あそこも地下水で散水しているんですが、だんだんと下から塩分が析出してくるとか随分といろいろな問題が出てきております。

日本では砂漠化がないんだ、鳥取砂丘でもほとんど草が生い茂っているようなんですけれども、しかし、国際貢献という意味からいって、いろんなところで日本の農業技術なり科学技術なりが役に立っている時期が今後ますますやってくると思ひます。機会が多くなってくると思うので、環境庁、予算はない中でございしますが、僕は環境庁というのは各省庁をリードするところだと思つております。予算は各省庁に立てさせたいわけではなく、そのリードをする省庁として砂漠化の防止にも随分と力を入れていただきたいと思ひます。それからオゾン層の破壊です。随分と被災地でも問題となりました冷蔵庫等々からのフロンガス

ですけれども、今後どのような方針で臨んでいくか、それについて。○政府委員(大澤進君) オゾン層全般につきましては、既に国際的にもこれは地球規模の問題として条約も締結され、議定書も締結、承認して取り組んでいるところでございまして、私ども、地球環境問題として国際的に歩調を合わせながら、その回収あるいは製造の抑制なり禁止等の施策の徹底を図ってまいりたいと思ひます。

現在、特に回収に関しましては、あるいは回収破壊につきましては、環境庁としては、都道府県と連携しながらモデル事業というものを起こしまして、平成五年から都道府県と回収のシステムのあり方についてモデル的に取り組んで、それをひな型にして全国に広げていこうというふうな趣旨で取り組んでいるところでございまして、それから、破壊につきましては調査研究をやっております。今年度ないし来年年度以降にはかなり実際の試験まで行える、トライアルが行えるという段階まで来ております。

いづれにしても、使われたものについてはできる限り回収して何としても大気中に出さないということであろうかと思ひます。さらに、回収したものをきちんと大気に影響がない形に破壊していくということが大切かと思ひます。また、被災地におきましても、自治体とそれから事業者が一緒になった対策協議会がございまして、そこでできるだけ回収に努める。私どももそういう回収についてはいろいろな面で相談に乗ったり支援をしてまいりたい、かように考えております。

○西野康雄君 続いて、絶滅のおそれのある野生生物の保護強化を予算案でうたつておいてございまして。具体的にはどのようなことを実施するのか、御答弁ください。○政府委員(奥村明雄君) 絶滅のおそれのある野生動物の種の保護は大変重要な課題でございまして。私ども、国内的には捕獲、採取規制、それから国際的には輸出入規制などによりましてその保

じやないだらうか、そう思うわけですね。幅広な、日本の動植物に対しての影響にも及ぶわけですけれども、植林の見直しとか、植林すべきもの、こういう樹種なんですとか、そういうふうなもの、今きつちりと各省庁、林野庁に特に伝えていかなければならないことではないだらうかと思ひますし、自然保護で今ネックになっているのは、建設省ではなくて、建設省は、大分河川に対しての意識が変わつてまいりました、むしろ農水省ではないだらうか、そんな思いを今しております。

環境庁として、植林ですね、その部分だけちょっとお伺いをいたします。

○政府委員（奥村明雄君） 広葉樹の植林というのは、先生御指摘のように、自然環境の保全、また野生生物を含む生物多様性の保全の観点からも大変重要な課題だということふうに考えております。

環境基本計画においても、地域の特性に応じた適切な森林の造成を掲げておりまして、林野庁においても、環境保全機能の高度化といった観点か

ら、広葉樹の造成、整備を図る取り組みが進められていくというふうな承知しているところでございます。環境庁といたしましても、関係省庁とともにこうした施策が推進されるよう努力してまいりたいと考えております。

○西野康雄君　ぜひと、花粉症の一人としてお
願いをいたしておきます。

○委員長(篠崎年子君) 以上をもちまして、平成七年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち公害等調整委員会及び環境庁についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠崎年子君） 御異議ないと認め、さよう決定了します。

る等の規定の整備であります。

国民の責務として、住居が集合している地域においては、日常生活に伴う悪臭の発生の防止に努めるとともに、地方公共団体または国による施策

に協力することを求めることとしております。また、これに対応して、地方公共団体及び国の責務として、普及啓発その他悪臭の防止のための施策を進めることを定めております。

なお、この法律案につきましては、平成八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(篠崎年子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

午後三時三十七分散会

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、悪臭防止法の一部を改正する法律案

悪臭防止法の一部を改正する法律案
悪臭防止法の一部を改正する法律

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を、「第十一条」に、「第三章
第四章

維則(第十四条・第十九条)

第二章 第四章 第五章 第六章 第七章 第八章 第九章 第十章 第十一章 第十二章 第十三章 第十四章 第十五章 第十六章 第十七章 第十八章 第十九章 第二十章 第二十一章 第二十二章 第二十三章 第二十四章 第二十五章 第二十六章 第二十七章 第二十八章 第二十九章 第三十章 第三十一章 第三十二章 第三十三章 第三十四章 第三十五章 第三十六章 第三十七章 第三十八章 第三十九章 第四十章 第四十一章 第四十二章 第四十三章 第四十四章 第四十五章 第四十六章 第四十七章 第四十八章 第四十九章 第五十章 第五十一章 第五十二章 第五十三章 第五十四章 第五十五章 第五十六章 第五十七章 第五十八章 第五十九章 第六十章 第六十一章 第六十二章 第六十三章 第六十四章 第六十五章 第六十六章 第六十七章 第六十八章 第六十九章 第七十章 第七十一章 第七十二章 第七十三章 第七十四章 第七十五章 第七十六章 第七十七章 第七十八章 第七十九章 第八十章 第八十一章 第八十二章 第八十三章 第八十四章 第八十五章 第八十六章 第八十七章 第八十八章 第八十九章 第九十章 第九十一章 第九十二章 第九十三章 第九十四章 第九十五章 第九十六章 第九十七章 第九十八章 第九十九章 第一百章 第一百零一章 第一百零二章 第一百零三章 第一百零四章 第一百零五章 第一百零六章 第一百零七章 第一百零八章 第一百零九章 第一百一十章 第一百一十一章 第一百一十二章 第一百一十三章 第一百一十四章 第一百一十五章 第一百一十六章 第一百一十七章 第一百一十八章 第一百一十九章 第一百二十章 第一百二十一章 第一百二十二章 第一百二十三章 第一百二十四章 第一百二十五章 第一百二十六章 第一百二十七章 第一百二十八章 第一百二十九章 第一百三十章 第一百三十一 第一百三十二 第一百三十三 第一百三十四 第一百三十五 第一百四十 第一百四十一 第一百四十二 第一百四十三 第一百四十四 第一百四十五 第一百四十六 第一百四十七 第一百四十八 第一百四十九 第一百五十 第一百五十一 第一百五十二 第一百五十三 第一百五十四 第一百五十五 第一百五十六 第一百五十七 第一百五十八 第一百五十九 第一百六十 第一百六十一 第一百六十二 第一百六十三 第一百六十四 第一百六十五 第一百六十六 第一百六十七 第一百六十八 第一百六十九 第一百七十 第一百七十一 第一百七十二 第一百七十三 第一百七十四 第一百七十五 第一百七十六 第一百七十七 第一百七十八 第一百七十九 第一百八十 第一百八十一 第一百八十二 第一百八十三 第一百八十四 第一百八十五 第一百八十六 第一百八十七 第一百八十八 第一百八十九 第一百九十 第一百九十一 第一百九十二 第一百九十三 第一百九十四 第一百九十五 第一百九十六 第一百九十七 第一百九十八 第一百九十九 第二百

罰則(第二十條―第二十二條)を第五章に改める。
防止対策の推進(第十二條―第十七條)
(第十八條―第二十二條)
(第二十三條―第二十五條)

第一条中「悪臭物質の排出を規制する」を「悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進する」に改める。

第二条中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に、「そのなう」を「損なう」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であつて、総理府令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまでの気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

第三条中「悪臭物質」を「悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。)」に改める。

第四条中「悪臭物質」を「特定悪臭物質」に改め、同条第一号中「悪臭物質」を「特定悪臭物質を含む気体」に改め、「大気中の」の下に「特定悪臭物質」を加え、同条第二号中「悪臭物質」を「特定悪臭物質を含む気体」に、「流量」を「特定悪臭物質の流量」に改め、「排出気体中の」の下に「特定悪臭物質」を加え、同条第三号中「悪臭物質」を「特定悪臭物質を含む水」に改め、「排出水に含まれる」を削り、「排出水中の」の下に「特定悪臭物質」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、規制地域のうちにその自然的、社会的条件から判断して同項の規定による規制基準によつては生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、その区域における悪臭原因物の排出については、同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めることができる。

一 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 総理府令で定める範囲内において、大気の臭気指数の許容限度として定めること。

二 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、総理府令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強度(排出気体の臭気指数及び流量を基礎として算定される値をいう)又は排出気体の臭気指数の許容限度として定めること。

三 事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物である水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、総理府令で定める方法により、排出水の臭気指数の許容限度として定めること。

第八条第一項中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に、「ことにより」を「場合において、その不快なにおいにより」に、「そこなわねている」を「損なわねている」に改め、同条第三項及び第四項中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に改める。

第九条中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に改める。

第十条中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に、「ただちに」を「直ちに」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十一条中「悪臭物質の濃度」を「特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数」に、「行なわなければならぬ」を「行なわなければならない」に改める。

第十二条を第二十五条とし、第二十一条中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条を第二十三条とする。

第四章を第五章とする。

第十九条中「悪臭の原因となる物質」を「悪臭原因物」に改め、第三章中同条を第二十一条とする。

第十八条を第二十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

(測定) 第二十条 第八条第一項の規定による勧告を行うために必要な測定及び第二十一条の規定による測

定は、これらの測定を適正に行うことができる者として総理府令で定めるものに委託することができる。

第十六条及び第十七条を削る。

第十五条第二項中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に改め、同条第二項中「悪臭物質の濃度」を「特定悪臭物質の濃度又は気体若しくは水の臭気指数」に、「悪臭物質の排出防止技術」を「悪臭原因物の排出防止技術」に改め、同条を第十九条とする。

第十四条第一項中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に改め、同条を第十八条とする。

第三章を第四章とする。

第二章中第十三条の次に次の四条を加える。

(水路等における悪臭の防止) 第十四条 下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務) 第十五条 地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じ、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するように努めなければならない。

2 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国の援助) 第十六条 国は、事業場において発生する悪臭を防止するため必要な施設の設置又は改善につき、資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等) 第十七条 国は、悪臭を発生する施設の改良のための研究、悪臭の生活環境及び健康に及ぼす影響の研究、悪臭の測定方法の研究その他悪臭の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第十二条を次のように改める。

(国民の責務) 第十二条 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体による悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第十二条の前に次の章名を付する。

第三章 悪臭防止対策の推進

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 改正前の第三条の規定により指定された規制地域は、改正後の第三条の規定により指定されたものとみなす。

2 改正前の第四条の規定により定められた規制基準は、改正後の第四条第一項の規定により定められたものとみなす。

第三条 改正後の第四条第二項第一号の規定に基づく総理府令が施行されてから同項第二号及び第三号の規定に基づく総理府令が施行されるまでの間における同条の規定の適用については、同条第一項第二号中「前号の許容限度を基礎として」とあるのは、「前号の許容限度(次項第一号の規制基準を定めたことに伴い廃止された前号の規制基準に係る許容限度があるときは、当該廃止された規制基準に係る許容限度を基礎として」と、同条第一項第三号中「第一号の許容限

度を基礎として」とあるのは「第一号の許容限度（次項第一号の規制基準を定めたことに伴い廃止された第一号の規制基準に係る許容限度があるときは、当該廃止された規制基準に係る許容限度）を基礎として」と、同条第二項中「同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定める」とあるのは「総理府令で定めるところにより、同項各号のいずれかの規制基準に代えて、次の各号の規制基準で当該いずれかの規制基準に対応するものを次の各号に掲げるところにより定める」とする。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号（六）の四、別表第三第一号九の九及び別表第四第一号二の六中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に改める。

別表第四第二号（八）の三、中「悪臭物質」を「悪臭原因物」に、「悪臭物質の濃度」を「特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数」に改める。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二号（中）「第二条に規定する悪臭物質」を「第二条第一項に規定する特定悪臭物質」に改める。

（中小企業近代化資金等助成法の一部改正）

第六条 中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「こえない」を「超えない」に、「第二条に規定する悪臭物質」を「第三条に規定する悪臭原因物」に改める。

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進

平成七年四月三日印刷

進に関する請願（第二六七号）（第二七七号）（第二八六号）（第二九〇号）（第二九七号）

第二六七号 平成七年二月二十四日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 千葉県柏市今谷上町五四〇八三

荒木章子

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二七七号 平成七年二月二十七日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 横浜市青葉区荏田町四三七〇一

五 鈴木伸

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二八六号 平成七年二月二十八日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都練馬区貫井二ノ一六〇三二

橋本コーボノA 大賀美弥子

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二九〇号 平成七年三月一日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ二二一〇一

一 市川ミサオ

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

平成七年四月四日発行

第二九七号 平成七年三月二日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区西原二ノ四一〇

和田典子

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。

（予備審査のための付託は三月八日）

一、大気汚染防止法の一部を改正する法律案

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（第三一八号）（第三二三号）（第三三二号）（第三四九号）

第三一八号 平成七年三月三日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願

請願者 東京都世田谷区豪徳寺二ノ三一〇

五 山下正子

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三二三号 平成七年三月六日受理

水俣病問題徹底・完全解決のための国による患者との和解協議即時開始の国会による促進に関する請願（二通）

請願者 東京都大田区大森北三ノ二九ノ

七 本田朝樹 外一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K